

平成26年度第3回岡山県障害者施策推進審議会

平成26年度第2回岡山県自立支援協議会

議事概要

1 開催日時：平成27年2月23日（月） 13：30～15：30

2 場 所：ピュアリティまきび 2階 孔雀

3 出席委員名（計16名、敬称略）

綾部 小百合、岡野 茂一、片岡 美佐子、小池 将文、中島 洋子、
永井 美代子、永田 恵子、難場 誠二、濱田 敏子、平松 卓雄、
福島 益子、南 真琴、森脇 久紀、薬師寺 明子、片山 健（特別委員）、
大月 政和（特別委員）

※欠席委員（計2名、敬称略）

生水 哲男、徳弘 昭博

（議事次第等）

1 開会

2 挨拶（房野福祉政策企画監）

本日は、皆様大変御多忙の中、第3回岡山県障害者施策推進協議会及び第2回岡山県自立支援協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、平素から、保健福祉行政、とりわけ、障害福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の議題であります第4期岡山県障害福祉計画（最終案）についてでございますが、昨年12月に開催させていただきました第2回本審議会での御意見、1月から2月にかけて実施いたしましたパブリックコメント及び15の関係団体からの意見聴取などを踏まえ、素案の見直しを行い、最終案を作成いたしましたので、委員の皆様方にお諮りし、改めて忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

限られた時間ではございますが、素晴らしい第4期岡山県障害福祉計画の策定を目指しまして、有意義な会議となりますことをお願い申し上げて、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

3 議事概要

◇障害福祉課

第4期岡山県障害福祉計画（最終案）について、参考資料1、2に基づき説明

■委員（片山）

参考資料2（主な変更点）No.5の災害時における相談の項目において、「NPO法人等と連携して」とあるが、具体的にどのようなことか。

□障害福祉課（鈴木）

災害時に福祉避難所においては、NPO法人が腎臓病で透析を受けている方などの難病のある人から様々な相談を受ける体制があり、このことについて関係団体から加筆してほしい意見があつたため、追記したものである。

■委員（片山）

相談支援では当事者から様々なニーズがあり、その中から必要な支援に繋げるのが相談支援事業所の役割と考えていることから、そのあたりのこととも触れてほしい。

□障害福祉課（鈴木）

修正内容については、検討させていただきたい。

■委員（中島）

①最終案P46体系図「発達障害支援の体制」について、体系図左側に「就学後（青壮年期）」とあるが、この年代の人にとって、学校とはあまり関係が無いため、「青壮年期」としたほうがよいと思うが、どうか。

②就学中（学童期等）の放課後児童健全育成事業の利用支援について、学童保育は実際のところ定員超過し、受け入れが困難な状態となっている。そこで発達障害のある児童を受け入れるのは厳しいものであり、子どもの健全育成について記述を膨らませることはできないか。放課後デイサービスも学校から離れた場所にあることが多く、利用しにくいという意見もあることから、学校の近くに安全な場所を確保するという視点で充実させてほしい。

□障害福祉課（鈴木）

①体系図「発達障害支援の体制」の記載については、検討させていただきたい。

②子どもの健全育成の記載については、所管課の意見を踏まえながら検討させていただきたい。

■委員（小池）

在宅重症心障害児者への支援（レスパイト）について福祉型は対象とならないのか。

□障害福祉課（鈴木）

レスパイトサービスの支援対象については、医療型と福祉型があり、医療型は病院診療所、老人保健施設などの医療的ケアが可能な施設を対象としており、福祉型は障害者支援施設など、医療的ケアを必ずしも実施していない施設も対象としている。

■委員（小池）

県北でレスパイトサービスを実施している施設はどのくらいあるのか。

□障害福祉課（鈴木）

県北地域では津山中央病院、西下病院、新見中央病院で実施しており、県全体では9施設で実施している。現在、県北地域でレスパイトサービスの実施箇所を増やすため、市町村、病院などに働きかけているところである。

■委員（片岡）

参考資料1（パブリックコメント）No.7は、視覚障害のある人に対する市町村窓口において配慮してほしい旨の意見であると思われる。例えば市町村窓口において代筆、代読を行ったり、文章を点字や拡大文字にするなどの様々な配慮があり、市町村でも対応しているところもあるが、すべてできているとは言えない状況であるため、そういうった配慮について本計画に文章にしてほしいが、どうか。

□障害福祉課（鈴木）

本計画を策定するにあたり、障害のある人に対して意識調査を実施したところ、市町村窓口での対応が不十分であるとの意見もあることから、実際の市町村窓口での対応状況を確認するなど、本計画においてどのような形で文章化できるか、検討させていただきたい。

■委員（平松）

参考資料1（パブリックコメント）No.6について、災害時要援護者リストは個人情報保護の観点から作成が難しいとの意見もあるが、対象者はどのような方を想定しているのか。また、市町村にリストを提供するなど、情報共有を行うのか。

□障害福祉課（鈴木）

災害時要援護者リストは、難病患者を対象としたものであり、県の各保健所において、個人の住所、氏名をはじめ、病名、症状、医療器具の有無などの情報を集約しリスト化し、個人ごとの症状がわかるようにしている。

市町村との連携については、所管課が違うため具体的なことはわからないが、市町村とは情報共有を図っているものと認識している。

■委員（平松）

実際、災害が発生した場合は、各市町村において要支援者に対して支援を行い、難病のある人も支援の対象となるので、特定の団体が把握している情報についても市町村と情報共有を図るなど、市町村との連携についての記述をもう少し明確にしてほしい。

□障害福祉課（鈴木）

記載内容については、関係課とも協議して検討させていただきたい。

■委員（難場）

難病のある人に関する災害時要支援者リストは県保健所で作成するのに対して、肢体不自由、視覚、聴覚などの障害のある人に関する支援者リストは市町村で作成してお

り、災害時において支援が行き届かないことも考えられるため、県と市町村との間で連携して情報共有を図るなどの文章を本計画に入れてほしい。

□障害福祉課（鈴木）

ご指摘のとおり、県と市町村との連携や情報共有については、非常に重要なことと認識しているため、本計画にどのように記載できるかについて関係課と協議しながら検討してまいりたい。

■委員（薬師寺）

発達障害のある人の中には手帳を持っていない人もいるが、その人たちは手帳所持者の数に入っているのか。

□障害福祉課（鈴木）

発達障害のある人については、原則、精神障害のある人に分類されるが、手帳ベースで考えると、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のどちらかを所持していることになる。なお、手帳を所持していない人については、患者調査の「その他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害」に分類されることになるが、患者調査は年間の特定の一日の患者数を基に県内の患者数を推測したものであるため、不確定な部分もあり、実際のところ把握しづらい部分もある。

■委員（薬師寺）

発達障害者支援センターにおいて、手帳を持っていない人について調査を行い、数値を報告したと聞いた。本計画でどのように活用されたのか不明だが、発達障害者支援センターでは相談だけで訪れることがある。本計画では手帳ベースで数値を計上することになるのかもしれないが、例えば相談で訪れた人数などを本計画に反映することはできないのか。

■委員（中島）

医療機関で手帳の申請のための書類を作成するが、県や岡山市での審査会で手帳の等級を決める際に主病名を記入するため、病名がADHDなど発達障害に関する病名の手帳の数を把握することは可能と考える。

□障害福祉課（鈴木）

昨年、発達障害のある人の数を把握するため、精神障害者手帳所持者の主病名及び従病名を基に調査したところ、手帳ベースで推計した割合と一般的に言われている発達障害のある人の割合（2～10%）では大きな隔たりがあり、人数を正確に把握しにくい状況であった。

■委員（中島）

療育手帳は、幼児期から病名を記入しているが、精神保健福祉手帳については、低年齢の方の手帳には主病名を書かないため、ある程度の年齢に達した人又は手帳を使って自立支援医療を受けている人について病名を書くようになっている。手帳を取得した年齢を考慮するともう少し正確な人数になると考えられる。

■委員（片山）

発達障害のある人の数について、市町村では療育手帳や精神保健福祉手帳だけでは把握できないため、自立支援医療の受給者から人数を把握しているようだが、自立支援医療の病名から人数の把握ができると思うが、どうか。

■委員（中島）

自立支援医療の病名からの把握はできるが、子どもの医療扶助年齢が市町村によって違うため人数の把握は難しいと思う。

■委員（片山）

子どもの場合は市町村によって基準が違うため把握が困難であることはわかるが、成人の場合は自立支援医療の利用状況から人数の把握ができるため、活用を検討してはどうか。

■委員（薬師寺）

様々な意見が出たが、発達障害のある人で手帳を持っていない人は実際多数存在しているため、その人たちへの支援について本計画で記載できることがあれば検討してほしい。

■委員（小池）

障害者雇用では、アスペルガーなどでも手帳を取得しないと障害者雇用率に反映されないのか。

□労働雇用政策課（黒住）

基本的には、手帳を所持している人が障害者雇用の人数としてカウントされるが、最近では医師の判断等も考慮される動きもあるため、今後はそのあたりの見直しも進んでいくと思われる。

■委員（小池）

各委員から貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。計画策定までのスケジュールの都合等もあるため、再度の審議会は開催せず、今回各委員からいただいた御意見を基に検討を行い、変更内容や字句の修正に関しましては、私と事務局に一任いただいてよろしいでしょうか。

■委員（一同）

異議なし

■委員（小池）

それでは、検討した結果については、皆様方に改めて御報告させていただきたいと思います。

■委員（小池）

その他について、事務局から説明をお願いします。

◇障害福祉課

その他 工賃向上の取組について説明

■委員（中島）

次期計画では、目標として金額だけでなく「向上率」を定めることにしているが、例えばB型事業所で仕事ができる人が一般就労に移行すると、B型事業所の工賃が下がる可能性がある。B型事業所から一般就労への移行率も考慮して考えないとバランスを欠くような感じがする。

□障害福祉課（鈴木）

福祉施設から一般就労への移行とB型事業所を対象にした工賃向上の両方を目標としており、今後、双方の目標の実現に向けて、関係団体から様々な意見をいただきながら、どういった方法がよいのか検討してまいりたい。

■委員（中島）

岡山県のB型事業所の工賃が低い理由は、A型事業所が多くあって、働ける人がA型事業所に集中していることが考えられるが、A型とB型を合わせた全体で見ると、全国平均でも決して低いというわけではないと思う。そのあたりも考慮してほしいが、どうか。

□障害福祉課（鈴木）

県としてもどこまで分析できるのか、今後調査等を踏まえて検討してまいりたい。

■委員（難場）

「ハートネット晴れの国」は、セルプセンターの商品を販売するためのサイトと認識しているが、工賃向上計画にどの程度貢献しているのか分析結果を報告してほしい。また、貢献しているのであれば次期工賃向上計画の方策の中に入れることを検討してはどうか。

□障害福祉課（鈴木）

「ハートネット晴れの国」がどの程度工賃向上つながったのかは分析が難しい部分もあるが、同サイトについては、県としても必ずしも十分機能が発揮できていないものと認識しており、緊急雇用創出事業により2名雇用してセルプセンターの機能強化を図りながら「ハートネット晴れの国」のサイトを充実させるなど、今後、工賃向上計画の中でどういった役割を果たせるのか位置付けなども含めて検討してまいりたい。

■委員（難場）

「ハートネット晴れの国」が工賃向上計画にどの程度貢献しているのか分析は難しいと思うが、同サイト立ち上げに要した費用と売上金額についての費用対効果を分析してはどうか。

□障害福祉課（鈴木）

現在、「ハートネット晴れの国」での売上金額を持ち合わせていないので明確な回答はできないが、おそらく費用対効果で考えると十分な効果は出でていないのではないかと推測される。今後、売上金額を確認して分析するなど、次期工賃向上計画につなげてまいりたい。

■委員（綾部）

B型事業所で作業する方でも毎日出勤する人と月1回しか出勤しない人もいるため、平均工賃は約3,000円になっている。ヤマト福祉財団では、平均工賃について支払った工賃の総額を定員で割るという独自方法で算出しており、その方法では約10,000円となる。目標工賃について、月額と時間額どちらで設定したらよいのか、基準があるのか。

□障害福祉課（池上）

工賃向上計画で各事業所に立ててもらう目標工賃は、現計画では月額と時間額のどちらでも選択でき、次期計画において国の指針はまだ出でていないが、おそらく現計画と同じように選択できるようになるものと思われる。加算の算定においては、月額の方が算定基礎になっていることもあり、月額が主要な指標になっている。ただ、各事業所においては時間額を指標として目標工賃を設定することも可能である。

■委員（森脇）

工賃向上計画では、B型事業所を対象に目標工賃を設定しているが、目標工賃を重視して作業所で勤務する人に心理的ストレスを与えることのないよう配慮する必要がある。

■委員（小池）

次期工賃向上計画について多数の意見をいただきありがとうございます。

その他、事務局から説明がありますか。

◇障害福祉課

その他 岡山県自立支援協議会について説明

■委員（難場）

岡山県自立支援協議会には、障害のある人当事者の意見を取り入れる体制が望ましいと考えるが、どうか。

□障害福祉課（鈴木）

来年度、第3期岡山県障害者計画を策定する際には、本審議会を開催して各委員から意見をいただくことを考えている。また、本審議会の委員の任期が満了したときは、同様に委員の公募を行い、障害のある人当事者から選出することも想定している。

■委員（難場）

障害のある人当事者から意見を吸い上げる体制は大切なことであるため、本審議会以外の場でも当事者グループの意見が言えるようなシステムを検討してほしい。

■委員（岡野）

地域自立支援協議会の役割は、地域ごとの福祉のあり方や課題などを検討する場と考えており、地域ごとに検討された課題等が全体会議に上がってくると、県全体の福祉を検討する材料になると思うが、どうか。

□障害福祉課（鈴木）

ご指摘のとおり、地域自立支援協議会で課題となっている案件が県全体の課題となっていることもあり、双方連携を図りながら取り組んでいく必要があると考えている。

■委員（薬師寺）

地域自立支援協議会にはそれぞれ専門部会があるなど特色があると思うが、地域自立支援協議会には当事者部会はどのくらいあるのか。

□障害福祉課（秋山）

当事者部会を設置している数は、正確に把握できていないが、地域ごとで当事者の声を吸い上げる体制を作っているため、県としても地域自立支援協議会の体制を参考にして当事者の意見を吸い上げる体制を検討してまいりたい。

■委員（片山）

就労移行支援事業の報酬が25ポイント減算されることや直B問題もあり、就労移行支援を行う者にとって厳しい環境となってきているが、そのあたりのことについて国から何か情報があるか。

□障害福祉課（鈴木）

今のところ国から詳しい情報はないが、就労移行支援事業所は県としては障害のある人が一般就労するに当たり非常に重要な役割を果たしているものと考えております、就労移行支援が減算されることについては非常に厳しいものと認識している。国から情報提供があれば隨時提供してまいりたい。